「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」について、
関係する住民からいただいたご意見

本資料は、関係する住民からいただいたご意見です。
ただし、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものについては、黒塗りしています。

国土交通省関東地方整備局

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	[redacted]		
②住所	（都道府県名） 栃木県	（市区町村名） 宇都宮市[redacted]	
③電話番号又はﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	[redacted] [redacted]		
④年代	２０歳未満・２０代・３０代・４０代・５０代・○６０歳以上		
意見該当箇所		⑤ご意見 （意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください）	
章	頁		
６．１	17	6－その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項 6-1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理の項に 「　雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりという水田の機能の保全や主に森林土壌の働きにより雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させるという森林や水源林の機能の保全については、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続します」 とありますが、そのうち田んぼについては「田んぼダム」機能を充分発揮できる設備（排水枡）が新潟県で開発され、大きな効果を上げています。農地は農水省を所管ですが、多面的機能支払交付金事業で減災機能向上（地元負担なし）として設置が認められていますが、ほとんど実施されていません。鬼怒川流域の18%を占める農地（水田区域はどの位か不明だが）で例えば10cm溜め（1,000haだと100万ﾄﾝ）それを助々に流せば大きな効果（流量分配と到達時間の延長）が図れることは誰にでも分ります。是非一部を選んでのシュミレーションと農水省との共同研究を望みます。（減災機能の分担による） 「新潟県ではすでに検討を開始しているとの情報を得ております」 。		

〔　／　〕

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	[redacted]		
②住所	（都道府県名） 埼玉県	（市区町村名） 三郷市	
③電話番号又はﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	[redacted] [redacted]		
④年代	２０歳未満・２０代・３０代・４０代・５０代・６０歳以上		
意見該当箇所		⑤ご意見	
章	頁	（意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください）	
2.5	19～21	2.5　平成27年9月関東・東北豪雨災害で明らかとなった課題 凄まじい被害をもたらした鬼怒川氾濫の根本的な原因は国交省の河川行政の誤り、不手際にある。悲惨な災害が繰り返されないよう、国交省はその事実を認め、その反省の上に立って今後の河川行政を展開することを河川整備計画に明記すべきである。 詳細は別紙１のとおり。	
5.1.1	28～30	5.1.1　洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 Ⅰ　改修後の堤防は越水による破堤を防ぐ構造になっていないので、計画を超える洪水が来れば、2015年9月洪水のような決壊を起きる危険性がある。 Ⅱ　鬼怒川のみに5年間で600億円の河川予算を使うことになっているが、低コストの耐越水堤防工法を導入して、他の河川の安全度も高めるべきである。 詳細は別紙２のとおり。	

〔　／　〕

鬼怒川河川整備計画原案への意見　別紙１（水害の責任）　（[redacted]）

凄まじい被害をもたらした鬼怒川氾濫の根本的な原因は国交省の河川行政の誤り、不手際にある。

１　21 km地点付近の三坂地区の堤防決壊

（1）鬼怒川下流部は流下能力が大幅に不足していて決壊の危険性があり、21 km地点付近の三坂地区はその危険性が最も高いところであった。

昨年９月の鬼怒川水害では下流部の堤防決壊で鬼怒川から溢れた洪水が家々を次々と襲っていく凄まじい状況が放映され、堤防決壊がもたらす被害の恐ろしさに息を呑む思いであった。この破堤は河道整備が遅れていたところでの決壊であった。

鬼怒川は中流部では 600～700ｍの川幅があり、ゆったりと流れるが、下流部になると川幅が半分程度に狭まるため、洪水位が上昇しやすく、それに対応できる河道整備が必要である。しかし、下流部の河道整備は遅々として進められなかった。

国交省の資料で、鬼怒川の流下能力を点検すると、鬼怒川下流部は**図１**のとおり、必要な流下能力を大幅に下回っており、その中で、今回の洪水で決壊した 21ｋｍ地点付近は流下能力の不足が最も大きいところであった。その点で、今回の堤防決壊は起きる可能性の高い破堤であった。なぜ、決壊の可能性が高いところの河道整備が進められなかったのか、その原因は国交省のダム偏重の河川行政にある。

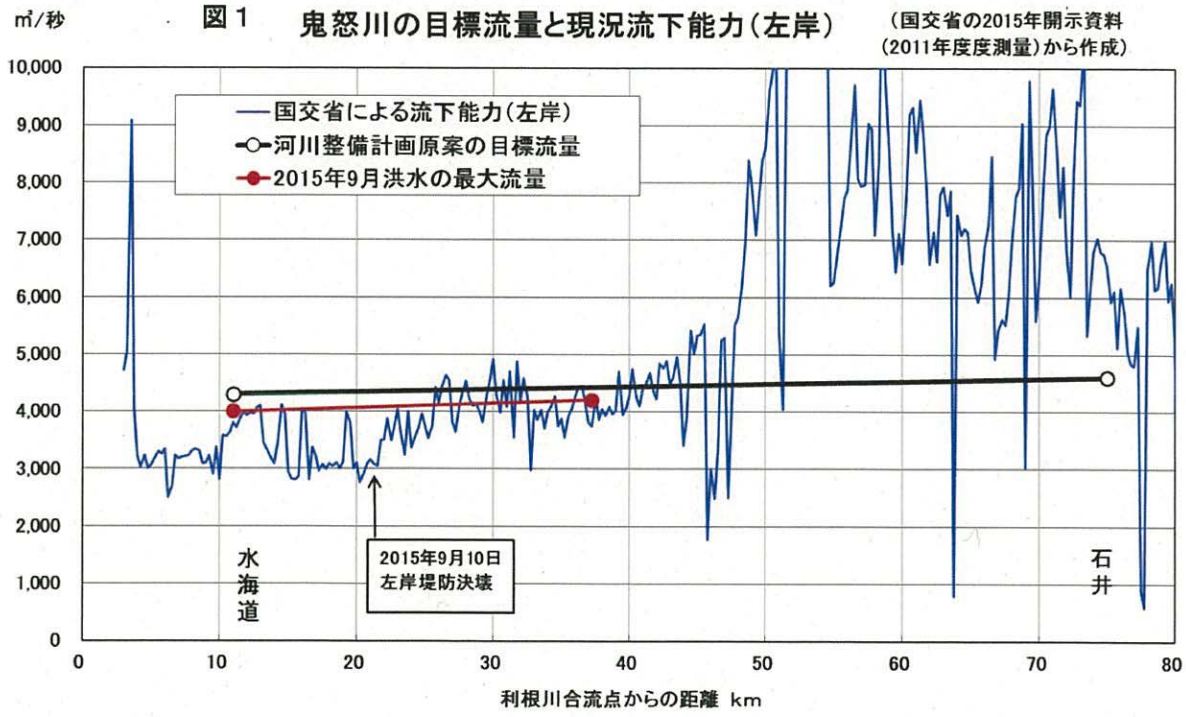

（２）鬼怒川では湯西川ダムの建設のために河道整備が後回しにされてきた。

鬼怒川上流には国交省が建設した四つの大規模ダム、五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダムがある。湯西川ダムはつい最近、2012 年に完成したばかりであり、ダムの上にまたダムをつくる、屋上屋を架すようなダム建設が行われてきた。これら４ダムの治水容量は１億 2530 万㎥もあり、しかも、４ダムの集水面積が鬼怒川の全流域面積の 1/3 を占めており、ダムで洪水調節さえすれば、ほとんどの

洪水は氾濫を防止できるとされていた河川であったが、堤防が決壊した。ダムでは流域住民の安全を守ることができないのである。

図２は鬼怒川における毎年度の河川事業の予算と湯西川ダムの予算を比較したものである。湯西川ダムは毎年度 50～350 億円の予算が投入されたのに対して（総額 1840 億円）、河川事業の予算は 20 億円前後にとどめられてきた。ダム建設のため、河川事業は後回しにされ、細々と河道整備が行われてきたのである。

図２　鬼怒川の河川予算の推移

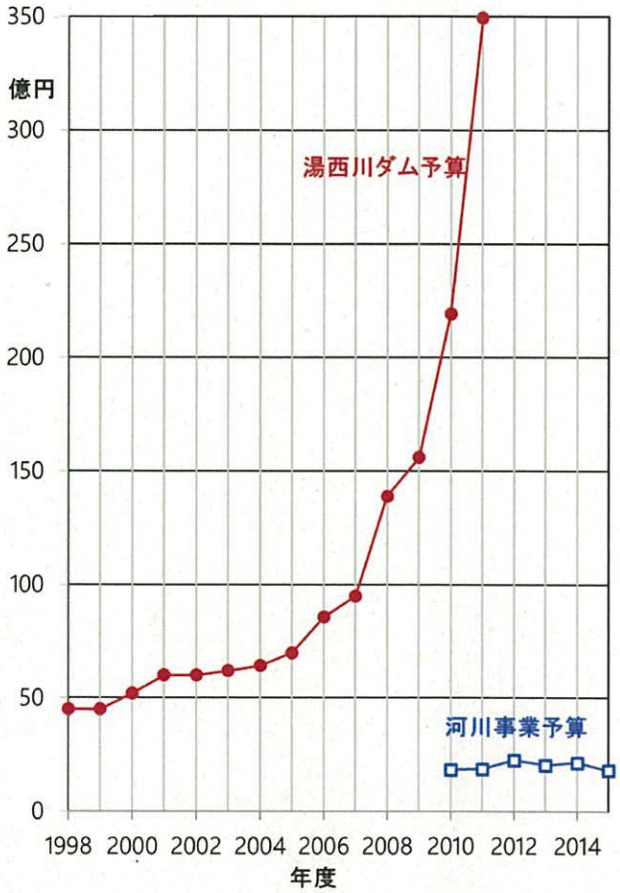

（３）最新の鬼怒川改修事業の計画では 21 km地点の整備は遠い将来に行うことになっていた。

国交省は 2014 年 10 月 26 日に「鬼怒川直轄河川事業」を公表し、今後の河川事業の計画を示している。そこでは、当面 7 年間に実施する河川改修事業と、今後 20～30 年間に実施する河川改修事業の二通りを示し、緊急を要する地区とそうではない地区に区分けしている。21 km地点付近の三坂地区は**図３**のとおり、後者になっている。流下能力が著しく不足している決壊地点の三坂地区が何と遠い将来に河川改修を実施する対象になっており、緊急を要する対象になっていないのである。このことは同地区の決壊の危険性を国交省が認識していなかったことを示すものであり、国交省の責任は重大である。

２　25 km地点付近の若宮戸地区の越水

（１）　25 km地点付近の若宮戸地区は河川区域外の「自然堤防」に依存し、無堤の状態が放置されてきた。

鬼怒川水害では三坂地区に次いで、25 km地点付近の若宮戸地区の越水が大きな被害をもたらした。同地区では、2014 年 3～5 月にソーラーパネルの業者がいわゆる「自然堤防」（自然堤防の上に河畔砂丘が形成された丘陵）を掘削したため、地元住民の働きかけで国交省が同年 7 月に 2 段の大型土嚢を設置したものの、今回の洪水はそれを超え、土嚢の一部も流出し、洪水が同地区に流れ込んで大変な被害になった。同地区は河川区域外の「自然堤防」に依存し、無堤の状態になっているので、その危険性を地元住民が訴えていたが、国交省は築堤しようとしなかった。

（２）最新の鬼怒川改修事業の計画では 25 km地点付近は河川改修の対象にもなっていなかった。

上述のとおり、国交省は2014年10月26日に「鬼怒川直轄河川事業」を公表し、今後の河川事業の計画を示しているが、**図3**のとおり、25km地点付近の若宮戸地区は、当面7年間実施する河川改修事業、今後20～30年間に実施する河川改修事業のいずれの対象にもなっていない。要するに、国交省は河川区域外の「自然堤防」に依存し、今後も無堤の状態にしておくと考えていたのである。

図3　鬼怒川直轄河川改修事業（平成26年10月10日）

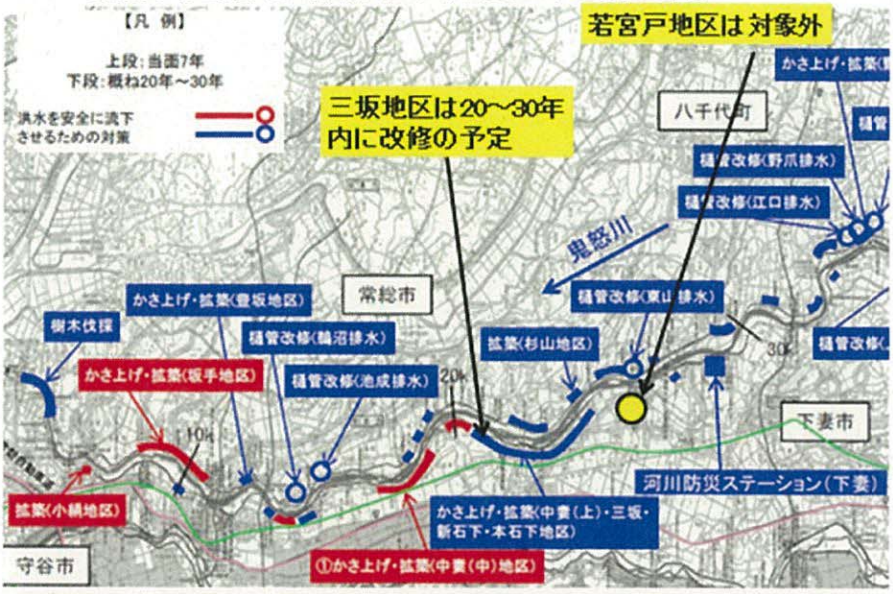

上述のように、2014年3～5月に「自然堤防」の掘削問題が起きていたにもかかわらず、同年10月の「鬼怒川直轄河川事業」で同地区が河川改修の対象外になっていたことは驚きである。同地区に対する国交省の危機感の無さが今回の越水による大きな被害をもたらしたと言っても過言ではない。

3　八間堀川の二次的な氾濫

（1）八間堀川の氾濫は国交省が八間堀川排水機場の運転を長時間停止したことによるものである。

今回の洪水では、鬼怒川から氾濫した水が、（鬼怒川と小貝川の間を流れる）八間堀川に流入して、その下流部で二次的な氾濫が起き、大きな被害をもたらした。この氾濫が大きく拡大した原因は国交省の不手際にある。

八間堀川の最下流は新八間堀川となって鬼怒川に流入するが、その出口に八間堀水門と八間堀川排水機場がある。昨年9月10日午前2時頃、国交省は鬼怒川から新八間堀川への逆流を防ぐため、八間堀水門を閉め、八間堀川排水機場で新八間堀川から鬼怒川への排水を開始した。ところが、同日午後1時頃、鬼怒川の水位が上昇してきたとの理由で、同排水機場の運転を停止した。運転を再開したのは同日午後10時20分頃で、9時間以上も排水機場の運転が停止された。

鬼怒川から氾濫した水が八間堀川に流入して八間堀川下流部の流量がどんどん増えている状況で、出口を閉めてしまったのであるから、下流部で氾濫するのは当然である。起きるべきして起きた氾濫であった。

（2）八間堀川排水機場の運転停止は必要であったのか。少なくとも鬼怒川の状況を見て早期に運転を再開すべきであった。八間堀川、新八間堀川の氾濫拡大の原因は国交省の管理の不手際にある。

上述のとおり、9月10日午後1時頃、鬼怒川の水位が上昇してきたとの理由で、国交省は八間堀川排水機場の運転を停止したが、鬼怒川の水位はまだ余裕があった、**図4**は八間堀川の流入地点より約500m下流にある鬼怒川の水海道観測所の水位変化を見たものである。当日午後1時ころ、同観測所の水位は上昇したものの、堤防天端高の1.4m下にあった。確保すべき余裕高1.5mを下回ったけれども、氾濫の危険性がある状態ではなかったから、排水機場の運転停止の判断が適切であったのか、大いに疑問であ

る。

そして、水海道観測所の水位は午後1時のピーク後は下がり続けていったのであるから、少なくとも排水機場の運転を早めに再開すべきであった。そうすれば、八間堀川、新八間堀川の氾濫を最小限にすることができた。八間堀川排水機場の排水能力は毎秒30㎥もあるから、同日午後1時から10時20分までの運転停止がなければ、約100万㎥（東京ドームの容積の約8割）の水を鬼怒川に排水することが可能であった。排水機場運転停止の影響は大きかった。

八間堀川、新八間堀川の氾濫拡大の原因は国交省の管理の不手際にあることは明白である。

図4　鬼怒川の水海道（10.95km地点）の観測水位

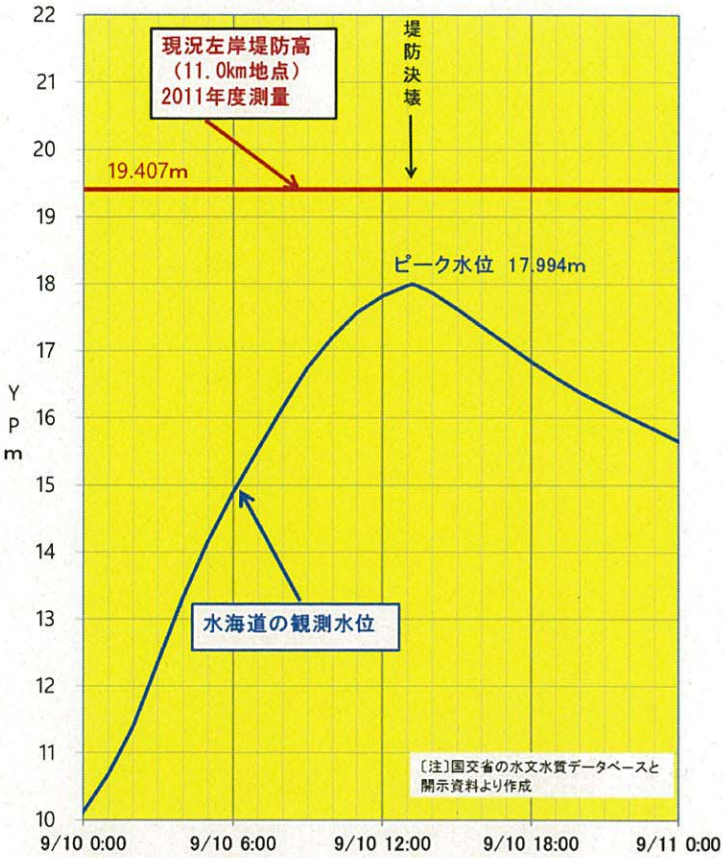

以上述べた通り、凄まじい被害をもたらした鬼怒川氾濫の根本的な原因は国交省の河川行政の誤り、不手際にある。悲惨な災害が繰り返されないよう、国交省はその事実を認め、その反省の上に立って今後の河川行政を展開することを鬼怒川河川整備計画に明記すべきである。

鬼怒川河川整備計画原案への意見　別紙２（計画の問題点）　（[redacted]）

Ⅰ　改修後の堤防は越水による破堤を防ぐ構造になっていないので、計画を超える洪水が来れば、2015年９月洪水のような決壊が起きる危険性がある。

１　決壊地点の改修後の堤防構造は越水による破堤を防ぐ構造になっていない。

図１は国交省の第３回鬼怒川堤防調査委員会（2015年10月19日）で示された破堤地点（21㎞地点付近の三坂地区）の堤防復旧工法案である。同委員会が了承したので、この案どおりの築堤が行われることになっている。鬼怒川河川整備計画原案で予定されている他の地区の堤防整備も同様の工法によるものと考えられる。

図１　決壊地点の堤防復旧工法案

第3回 鬼怒川堤防調査委員会（平成27年10月19日）

【横断模式図】 川裏の法面被覆なしでは越水による洗掘を防止できない

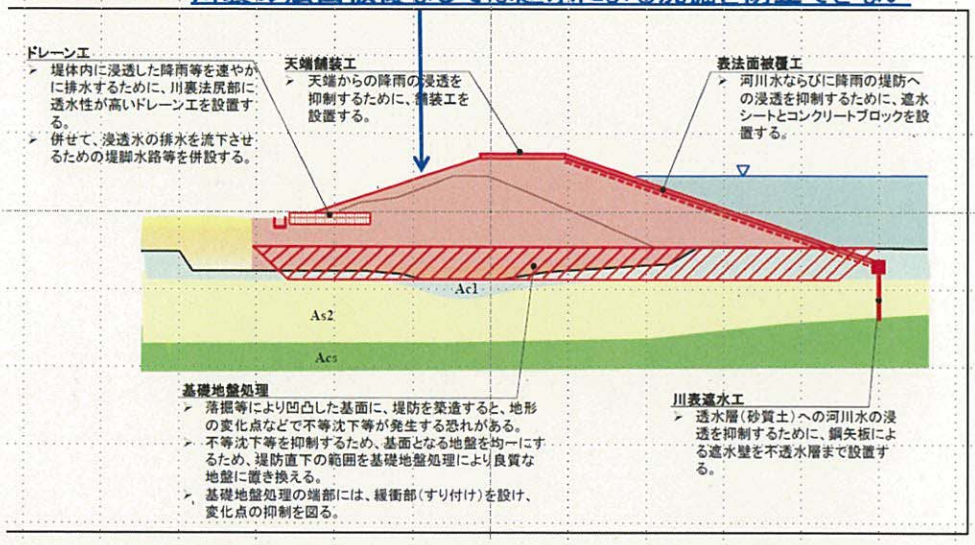

しかし、この復旧工法案では越水による破堤を防ぐことができない。

[redacted]氏（元・建設省土木研究所次長）は次のように指摘している。

「（堤防復旧工法案は）越水した水が流れる裏法面に被覆工がないので、堤防は急速に侵食され、天端の下まで堤体を失う。天端から垂直に落下するエネルギーの大きい水流が堤防を内側から破壊する心配がある。

・・・天端と法尻の間の裏法面を被覆するだけで堤防は越水に対して格段に強化され、洪水の継続時間が余ほど長くならない限り、堤防決壊は生じないと思う。決壊を防ぐ効果抜群の裏法面の被覆をなぜしないのか、理解できない。」

堤防復旧工法案は川裏側の堤防法面が被覆されていないため、計画を超える洪水が来て越水が生じた場合、**図１**に青字で示したように、越水による鉛直流が川裏側の堤防を洗掘し、破堤する危険性がある。

今回の鬼怒川水害で破堤による氾濫の恐ろしさを目の当たりにしたにもかかわらず、国交省が越水による破堤を防止する対策を講じない堤防復旧を計画しているのはまことに不可解である。

２　鬼怒川河川整備計画原案は、河川整備計画レベルの安全度（1/45）に対応するものであって、それを超える洪水では氾濫することになっている。

国交省は昨年 12 月 24 日、鬼怒川河川整備計画原案の補足資料として、「鬼怒川における河川整備効果について（水害リスクの評価（試行））」を公表した。それによれば、鬼怒川河川整備計画で対応する安全度は河川整備計画レベル（2015 年 9 月洪水の洪水規模）の 1/45 であって、それを超える洪水が来たときは**図 2** のとおり、大きな氾濫が起きることになっている。

国交省が昨年 12 月 4 日に発表した「鬼怒川緊急対策プロジェクト」では今後 5 年間に約 600 億円の費用をかけて、鬼怒川の河川改修を行うことになっているが、これだけ巨額の費用をかけるにもかかわらず、得られる安全度が今回の洪水規模の 1/45 までであり、それを超える洪水には対応できないというのである。

国交省の河川整備の計画の立て方が根本から間違っている。いかなる洪水が来ても、壊滅的な被害を受けないように、河川整備のあり方を抜本的に改める必要がある。

図2　鬼怒川における河川整備効果について（水害リスクの評価（試行））

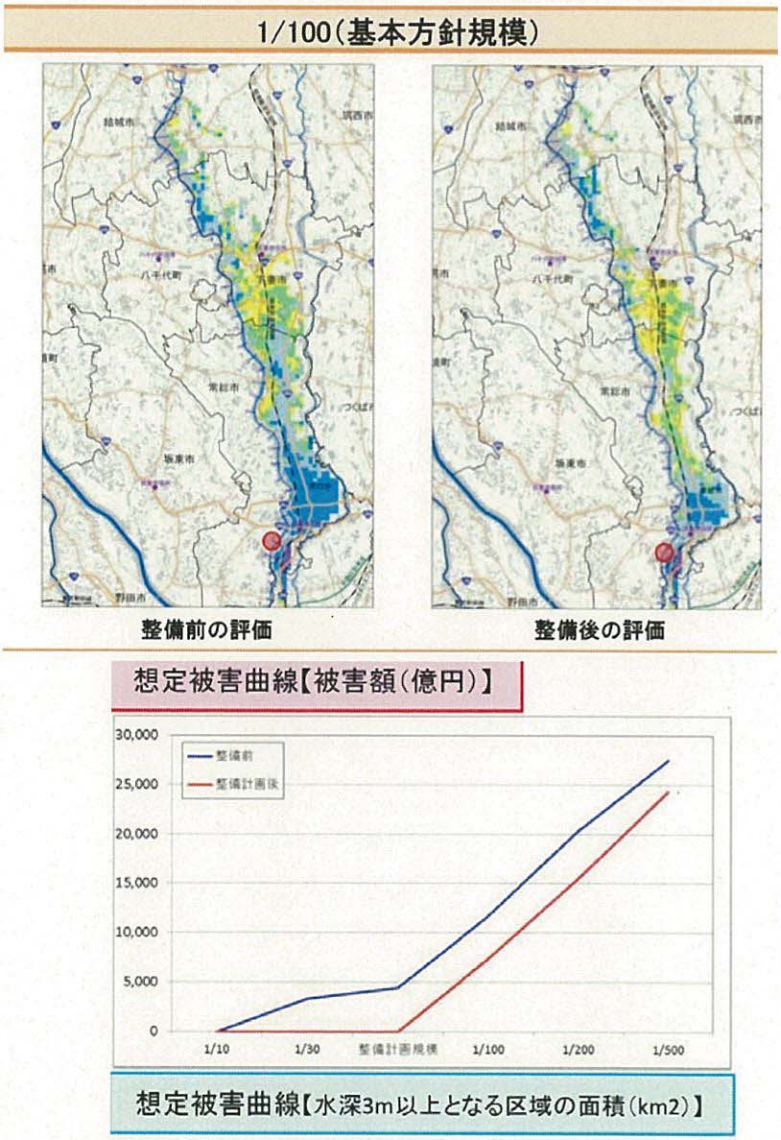

Ⅱ　鬼怒川のみに 5 年間で 600 億円の河川予算を使うことになっているが、低コストの耐越水堤防工法を導入して、他の河川の安全度も高めるべきである。

鬼怒川のみに 5 年間で 600 億円の河川予算を使うことになっているが、安価な耐越水堤防工法を導入して鬼怒川だけでなく、他の河川の安全度も高めるべきである。氾濫の危険性が高い河川は鬼怒川下流部だけではない。費用が嵩む従来の河川改修工法を踏襲している限り、各河川の流域の安全がなかなか向上せず、河川予算が膨らむだけである。

安価な耐越水堤防工法はすでに技術的に確立している。[redacted]氏（元・建設省土木研究所次長）によれば、建設省土木研究所で耐越水堤防工法の開発研究が進められた。その一つの成果が**図 3** に示す鎧型堤防（アーマーレビー）であり、実際に三重県の雲出川の直轄区間に導入され、1999 年度に完成している。1 メートルあたり 50 万円程度の費用で整備できる安価な工法である。

ところが、国交省は2000年代になって耐越水堤防工法の導入は川辺川ダム等のダム建設推進の障壁になると考え、耐越水堤防の普及にストップをかけた。

この安価な工法が普及し、鬼怒川下流部も耐越水堤防への強化がされていれば、今回の洪水の破堤による悲惨な水害を防ぐことができたのであって、耐越水堤防の導入にストップをかけた国交省の責任は重大である。

国交省は河川行政のあり方を根本から変え、このように安価な耐越水堤防工法を導入して、各河川の流域の安全を速やかに向上させることに努めるべきである。

図３　比較的低コストの耐越水堤防の工法
鎧型堤防（アーマーレビー armor levee）
雲出川の耐越水堤防（1999年度に完成）（淀川流域委員会の資料より）

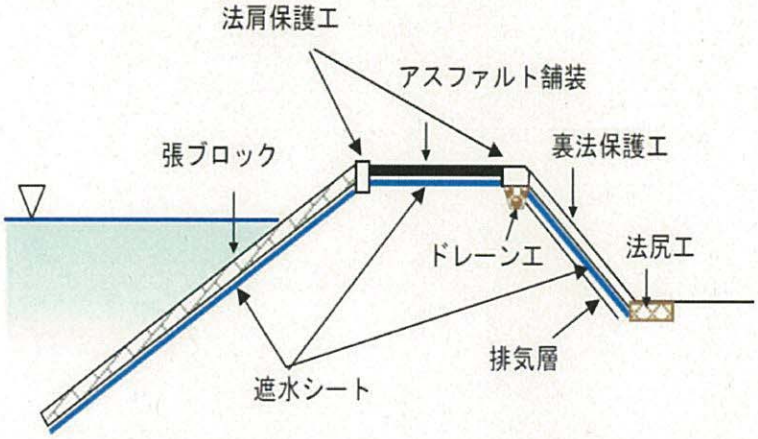

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

①　氏名	[redacted]	
②住所	（都道府県名） 茨城県	（市区町村名） 取手市[redacted]
③電話番号又はﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	[redacted]	
④年代	２０歳未満・２０代・３０代・４０代・５０代・６０歳以上	

意見該当箇所		⑤ご意見
章	頁	（意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください）
		本来なら該当する章ごとに書くべきだが、今回の河川整備計画は9月洪水を受け、これまでの無為・不作為を隠すために立てられたとしか言いようがない。また、利根川水系河川整備計画は水系全体を河川相互の流入・流出を図りながら行うものを、八ッ場ダム、江戸川下流のスーパー堤防を位置づけるために利根川・江戸川の本川の計画を先行させてしまった。こうした巨大構造物を造るためのご都合主義が9月洪水を招いたと言える。私はあえてこの機会に国民に対する不誠意極まりない河川行政に物申したい。 **1、 平成27年9月洪水は全面的に国の責任** 鬼怒川上流には川俣ダム、川治ダム、五十里ダムに加えて2012年に湯西川ダムが完成している。これらのダムが流域住民のためのものであったか。答えは否である。 **■鬼怒川治水計画の変遷** (洪水基準点：石井　単位：トン/秒) 湯西川ダム有無　年　度　基本高水　ダム調節流量　石井地点流量　水海道地点流量 A ダム計画無し　1973年　8,800　2,600　6,200　5,000 B ダム計画あり　1985年　8,800　2,600　6,200　5,000 C 同上修正　2006年　8,800　3,400　5,400　5,000 ※湯西川ダム計画を織り込んだ計画Bと、それ以前の計画Aはまったく変っていない。これは湯西川ダムが必要でないことを示している。 ※計画Cは、ダム調節流量を2600トンから3400トンに増大している。これは2004年から始まった湯西川裁判でAとBの矛盾を原告から追及されて変更した。しかし修正したものの下流の水海道地点では5000トンのままだ。ここに9月洪水の原因が明らかにある。 **2、危険を承知の上で堤防整備を放棄した。** 鬼怒川の特徴は、中流部(栃木県)に比べ下流部(茨城県)の川幅が極端に狭いことだ。次頁の図は決壊した左岸の上流から下流への流下能力を示したものだが、極端な差が一瞥して分かる。

2009 年 8 月、水問題専門家の[redacted]氏は湯西川裁判に次のような意見書を提出している。

「鬼怒川中流部はほとんどの所ですでに十分な流下能力を有しているのに対して、下流部は状況ががらりと変わる。必要な流下能力を大幅に下回っている区間が多く、河道整備が非常に遅れている状況にある。巨額な河川予算(1840 億円)が投ぜられる湯西川ダムを中止し、その予算で鬼怒川下流部の河道整備をすみやかに進めるべきである」。[redacted]氏の意見はすべて国交省のデータによるものだ。従って国は[redacted]氏が指摘するまでもなく承知していた筈である。

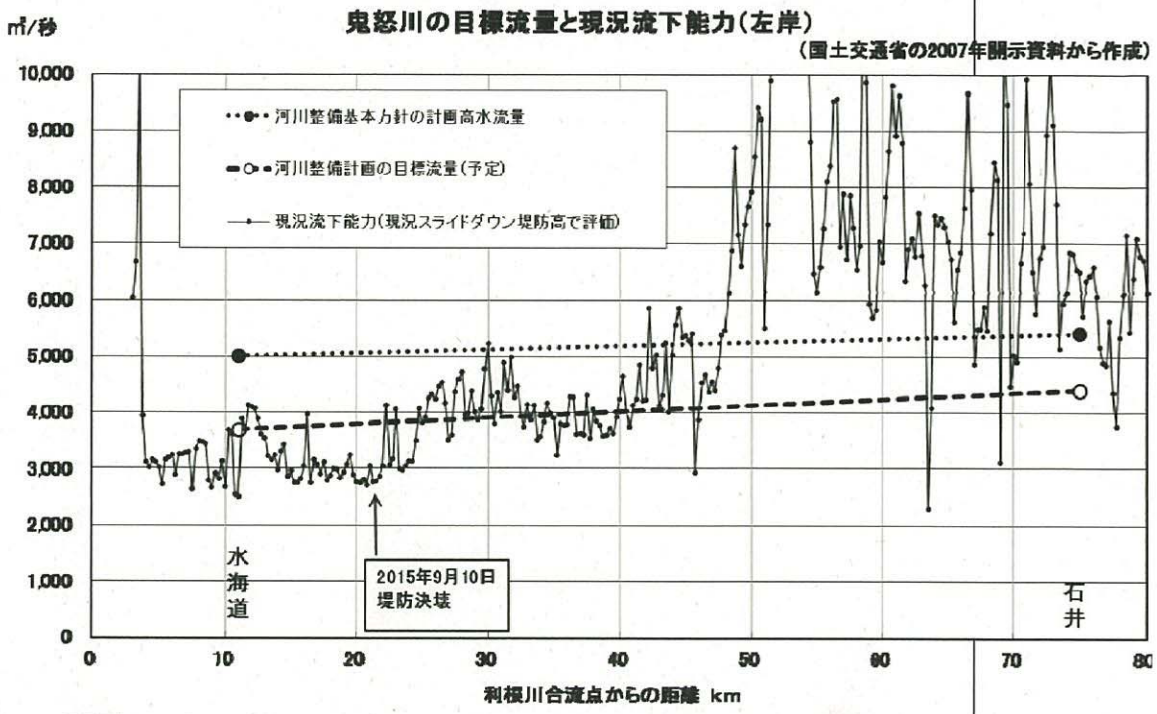

2、では、鬼怒川の上中流(栃木県)と下流(茨城県)で何がなされていたのか。

・鬼怒川の茨城県内の堤防整備率：17.4%　・栃木県内の整備率：62.7%

・茨城県の治水負担金：111 億円。・栃木県の治水負担金：87 億円。

1 に述べた湯西川ダムの虚構と合わせれば、ダムを造るための治水計画であることは明らかであるが、茨城県は何を持って多額の治水負担をしたのだろうか。9 月洪水は起こるべくして起きた国の“確信犯的”無作為によるものだが、茨城県の責任も問われるべきだ。

3、危険な堤防を放置してダム、スーパー堤防など巨大構造物を造る愚かな治水政策。

9 月洪水の原因は鬼怒川の問題だけでは済まされない。鬼怒川を含めた利根川水系では、鬼怒川の堤防整備を怠っている間、利根川上流の八ッ場ダムは本体工事に入り、同ダムの洪水抑制効果がゼロに近い(つまり意味のない)江戸川の下流部ではスーパー堤防が造られ続けていた。八ッ場ダムは 4600 億円。スーパー堤防は完成まで数百年を要し、1m 当たり 4000 万円。推定事業費 12 兆円という白昼夢のような無駄だ。これらの費用とエネルギーを堤防整備に注いでいたなら、鬼怒川下流部は決壊も越流もなかった可能性は高い。

4、堤防強化は「スーパー堤防しかない」と言い放ち当たり前の堤防強化を怠ったのは誰か

このたびの原案に堤防強化策がようやく出てきた。私たち「利根川流域市民委員会」は幾度となく「耐越水堤防」の採用を求めてきた。しかし国は「土堤原則」とやらを振りかざし、スーパー堤防以外はあり得ないと拒んできた。犠牲者が出てはじめて「鬼怒川緊急対策プロジェクト」とは恐れ入るしかない。しかし、その強化策もこれまの土盛りに上積みをするに過ぎない。越流しても決壊するまで十分に時間を稼げる「耐越水堤防」とはとてもいえない。流域住民の人命・財産を本当に守る気があるのだろうか。

5、国はコストパフォーマンスのいい耐越水堤防の技術を確立している。何故使わないのか。

元建設省の河川技官だった[redacted]氏は、在職中に比較的低コストの耐越水堤防の工法「アーマーレビー(鎧型堤防)」が確立されていたと語っている。1998 年には国土交通省は重点施策として河川整備の中枢に据え、1999 年には、現実に雲出川(三重県)で総延長 1.1km 完成している。コストは通常の 1 割増で抑えられるいう。では何故この工法はお蔵入りしてしまったのか。元近畿地方整備局河川部長の[redacted]氏は「川辺川ダム反対運動の高まりに、このままではダムは造れないと危機感をいだいたことが原因だと思う」と語る。

国はすでに使える技術を確立している。今こそ活用すべき時ではないか。

6、治水の根本に流域治水の思想がなければならない。

耐越水堤防を述べたが、これが絶対安全でないことはもちろんだ。近頃、想定外とか異常気象なる言葉が頻繁に行き交うが、気象に異常も通常もない。だから耐越水堤防は堤防の越水も決壊も想定する治水対策だ。何が起きても先ず住民の命を守り、そして財産を守る治水の思想だ。手本はすでにある。滋賀県の「流域治水推進条例」だ。するべきことは多々あるが、鬼怒川で急ぐべきは「耐越水堤防」の整備と八間堀川の排水ポンプの増強だ。

鬼怒川9月洪水はダムやスーパー堤防など巨大構造物に偏重した治水政策の失敗だ。すべて国の責任であることを認め、国の無為・無作為の被害者である住民にはダム建設地域の水没住民に支払った補償金と同レベルの償いをすべきだ。その上での河川整備計画でなければならない。それなくして流域住民のための治水政策は始まらない。

（意見提出様式）

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	[redacted]	
②住所	（都道府県名） 茨城県	（市区町村名） つくば市
③電話番号又はメールアドレス	[redacted]	
④年代	２０歳未満・２０代・３０代・４０代・５０代・６０歳以上	

意見該当箇所		⑤ご意見 （意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください）
章	頁	
2	１９	【意見１】 平成２７年９月の「関東・東北豪雨」で明らかになった課題が分析され、それを踏まえた第５章　河川整備の実施に関する事項（３９ページ～４１ページ）に具体的なソフト対策が記述されていることは評価に値する。 ぜひ、この教訓を風化させないでいただきたい。
5	３１	【意見２】 ここ数年の気象状態は、まさに異常気象と呼べるものです。地球温暖化が要因と考えられ、毎年全国のどこかで必ず激甚な水害が発生している。 このような治水施設の能力を上回る洪水を想定した対策は極めて重要と考える。
全般		【意見３】 平成２７年９月の「関東・東北豪雨」で未曾有の災害を受けた、鬼怒川の河川整備計画の早期策定を望む。 ただし、策定したことで満足せず社会情勢の変化に応じた次の展開を常に念頭においていただきたい。
全般		【意見４】 ダム整備を優先し、堤防の整備を後回しにしたから今回の水害が発生したという意見も耳にしたが、平成２７年９月の「関東・東北豪雨」において、鬼怒川上流に建設されたダム群は洪水を貯留し、約１億m３の洪水をため込んだとあります。 ダムが無ければ、被害はもっと大きなものになっていたが簡単に予想できる。 堤防は、高くすれば高くするほど決壊したときの被害が大きくなる。 ダムのような洪水を貯留する施設と堤防整備のバランスが重要である。

005

（意見提出様式）

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	[redacted]	
②住所	（都道府県名） 茨城県	（市区町村名） 守谷市
③電話番号又はメールアドレス	[redacted]	
④年代	２０歳未満・２０代・３０代・４０代・５０代・６０歳以上	
意見該当箇所 章	節	⑤ご意見 （意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください）
		賛成としての意見 この度の，関東・東北豪雨では，私が住んでいる守谷市でも，鬼怒川が越水し，松前台付近に流入したため，市からの避難勧告も出された状況でありました。 私が，守谷市に生まれて現在まで，これほどまでに，鬼怒川が増水した記憶はありません。 当市内の鬼怒川は，江戸時代に，小貝川から分岐し利根川に流下させるために開削した川と聞いています。さらに５０数年前には私たちの父親たちは護岸設置や築堤工事に作業員として従事しました。 同区間は上流に比べると，河川幅は狭くなっており，かつ下流に向かい左右にカーブしている現状です。 左岸側は，一部堤防が築造されているものの，自然堤防部は，切り立った崖になっており，昨今の異常気象による想定外の雨量に対して，現状のままで耐えられるのか不安を抱えている状況です。守谷市より上流の流域自治体の住民の方も同じように不安を抱えているのではないでしょうか。 このようなことから，一刻も早く，利根川水系鬼怒川整備計画（原案）を，実行に移していただきたく，意見申し上げます。

〔 ／ 〕

（意見提出様式）

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	[redacted]	
②住所	（都道府県名）茨城県	（市区町村名）つくばみらい市
③電話番号又はメールアドレス	[redacted]	
④年代	２０歳未満・２０代・３０代・４０代・５０代・６０歳以上	

意見該当箇所		⑤ご意見
章	頁	（意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください）
5.	28	今回の鬼怒川の整備計画は昨年の災害を受けてのことだと思いますが、早急な対応に感謝しております。又5年間で600億円にものぼる予算付けに対しても ありがたく思っております。 計画を見て、表5-1 堤防の整備に係る施行の場所 に、左岸 7.2km付近、つくばみらい市小絹は堤防がなく、今回 堤外の2軒の居宅が床上(?)浸水しています。 この付近の整備についても出ているのではないかと思われます。現地を再度確認の上検討して欲しいと思います。 よろしくお願いします 場所は常総衛生組合のすぐ上流部です。

[1/1]

平成２８年１月１８日

国土交通省関東地方整備局　御中

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）に対する意見

① 氏　名	[redacted]	
② 住　所	栃木県	上三川町
③ 電話番号又はメールアドレス	[redacted]	
④ 年　代		

意見該当箇所 章	意見該当箇所 頁	⑤ 意見
		当組合は、鬼怒川右岸中流部上三川町６１ｋｍ付近にある頭首工から農業用水を取水している清次郎口用水を利用しています。鬼怒川中流部の河床が低下していることから、清次郎口用水の頭首工は砂利で堰をする簡易なものであるため年々取水が困難になり、今後農業経営が継続できるかどうか危ぶまれております。 中流部は川幅が広く堤防決壊の恐れがないことから、農業用水の取水に支障をきたさないよう河床低下対策の実施を要請いたします。 河床低下対策を実施するため、次のとおり原案の修正等を要望します。
2.2	13	現状と課題とありますが、課題が何も書いてありません。１７行と１８行の間に「中流から下流において河床が低下し、中流においては農業用水の取水が困難になっているところがあるので、河床低下対策が必要である。」を加えてください。
2.4	17・19	１７頁２７行から３０行までと１９頁８行から９行途中までは実施している事業ですので、5.2 に書けばよろしいのではないでしょうか。
4	24	１７行目の「確保する」の次に「とともに、利水環境を確保するため必要な河床低下対策を実施する」を加えてください。
4.2	25	２３行目の次に「利水環境を確保するため、中流部の必要な箇所において河床低下対策を実施する。」を加えてください。

<table>
<tr><td>5.1.2</td><td>31</td><td>
３５行目の次に「農業用水の利水環境を確保するため、中流部の必要な箇所において河床低下対策を実施する。」を加えてください。
その下に「表５－４」として次の表を加えてください。
表５－４　河床の低下対策に係る施行の場所
<table>
<tr><td>河川名</td><td colspan="2">施行の場所</td><td>機能の概要</td></tr>
<tr><td>鬼怒川</td><td>栃木県上三川町上三川</td><td>６１ｋ付近</td><td>河床低下対策</td></tr>
</table>

以上です。よろしくお願いいたします。
</td></tr>
</table>

2/5

008

（意見提出様式）

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	[redacted]	
②住所	（都道府県名） 茨城県	（市区町村名） 結城市
③電話番号又はメールアドレス	[redacted]	
④年代	２０歳未満・２０代・３０代・４０代・５０代・６０歳以上	

意見該当箇所		⑤ご意見 （意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください）
章	頁	
5	P28, P31	私の住んでいる地域は田川沿いに位置しています。 ９月の災害では，堤防に行くと，鬼怒商業高校やその付近すべて水に浸かっている状態でした。鬼怒川の水位がどんどん高くなり，田川に逆流していましたので，堤防が決壊してしまうかもしれないと思っていました。中地区でも水門を閉めたことにより，上流からの水が溜まり溢れてしまいました。才光寺にある水門も，操作盤が水に浸かり手動での対応となりました。水門を閉めたときには，緊急時用の排水ポンプをお借りし，早い段階で水をくみ上げることができればいいのではと思います。久保田地区では，住宅地が広い範囲で冠水し，避難するのも大変でした。 これらのことから，田川合流部の水門と排水機場の早期整備を切にお願い申し上げます。

(意見提出様式) 009

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	[redacted]	
②住所	(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) 結城市
③電話番号又はメールアドレス	[redacted]	
④年代	２０歳未満・２０代・３０代・４０代・５０代・６０歳以上	

意見該当箇所		⑤ご意見 (意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください)
章	頁	
5	P 28, P 30	結城市山王から上山川河岸地区にかけまして，現在，暫々定堤防となっていることや，９月の関東・東北豪雨では，揚水機場付近及び，他２箇所からの堤防越水により甚大な被害を受けていることなどから，一日も早い堤防整備を強く要望いたします。

1/2

010

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

① 氏名	[redacted]	
②住所	（都道府県名） 茨城県	（市区町村名） つくば」みらい市
③電話番号又はメールアドレス	[redacted] [redacted]	
④年代	６０歳以上	
意見該当箇所 章　頁	⑤ご意見 （意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください）	

5－1－1（7）	31ページ	堤防構造では決壊を起こさない工夫を実施すべきである。 （理由） 施設の能力を上回る洪水に対して　越水が生じた場合決壊までの時間を少しでも延ばすよう堤防構造を工夫する対策を実施するとあるが、今回の洪水を見ると住民が避難の行動に出たときには道路が渋滞し避難や救護が困難になっており決壊に至る時間が多少伸びても決壊が起きれば被害の軽減にはつながらない。 （参考　資料） [redacted]［鬼怒川の堤防決壊はなぜ起きたか」 ホームページ　https://kinukokai.amebaownd.com/　所載

（意見提出様式）

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	[redacted]	
②住所	（都道府県名）茨城県	（市区町村名）常総市 [redacted]
③電話番号又はメールアドレス	[redacted]	
④年代	２０歳未満・２０代・３０代・４０代・５０代・６０歳以上	
意見該当箇所 章	意見該当箇所 頁	⑤ご意見（意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください）
1.	(1)	今回決壊した原因の中に河川内の樹木やヨシの大きく生長してしまったまま長年の放置があるのではないでしょうか。私の子どもころは砂地が多く、今のように樹木やヨシがあまり生長していなかったように記憶しています。
	(2)	河道掘削の時に1回石下町から水海道、豊水橋手前までが洪水に対面して頂きたいと長年思っていました。それはこの10年以内に新しい橋が何本か鬼怒川にかかりましたが、その橋を渡るたび頻繁流れている様と、その堤防内の段差が因だって多く大水がきたら、冠水する面積が少ないと思ってへました。

〔　／　〕

（意見提出様式）

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	[redacted]	
②住所	（都道府県名）茨城県	（市区町村名）常総市
③電話番号又はメールアドレス	[redacted]	
④年代	２０歳未満・２０代・３０代・４０代・５０代・６０歳以上	

意見該当箇所		⑤ご意見
章	頁	（意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください）
		鬼怒川下流部は低平地が広い面積を占め、決壊した場合は広範囲に被害が及ぶことから、小貝川の母子島と同様に洪水調整池が必要と思う。上流の栃木県山間部は4ダムにて洪水防止機能を有しているが満水になれば放流せざるを得ない現状にある。利根川が満水になれば鬼怒川は益々決壊、氾濫の危険が高まる。宅地の少ない耕作放棄地の多い地域が良い。又、中流部に鬼怒川、小貝川連絡水路を設置し、洪水調整及び渇水対策として有効と考える。

（意見提出様式）

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	[redacted]		
②住所	（都道府県名） 栃木県	（市区町村名） 鹿沼市	
③電話番号又はﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	[redacted]		
④年代	２０歳未満・２０代・３０代・４０代・５０代・６０歳以上		
意見該当箇所		⑤ご意見	
章	頁	（意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください）	
1	2	• 「川幅は狭くなる。」とあるが、深さにも言及するべきである。下流区間は、中流区間よりも深いから、川幅が狭くても 77 年間破堤氾濫がなかった。深さに言及しなければ、川幅が半分に減ってもなぜ滅多に氾濫しないのかという疑問が残ってしまう。できれば、なぜ下流は川幅が狭いのかという理由も書くべきである。	
1	2	• 「茨城県筑西市川島付近より下流の自然堤防の背後は、排水が悪い低湿地が形成され」ていて、浸水すれば大規模な被害が出ることが分かっていたのに、なぜ築堤しなかったのかを記載するべきである。	
		• 「サケの遡上が見られ多くの産卵床が確認されている。」とあるが、サケが増えたのか減ったのかが分かるように記載するべきである。	
1	• 3	• 「流域内の人口は増加傾向にある。」とあるが、それは、2010 年までの国勢調査の結果を見て書いているのであって、河川整備計画の決定は 2016 年 2 月以降になるのであるから、最終案では 2015 年国勢調査の速報値を取り込んで表 1-3 も作成するべきである。	
1	4	• 「今後、少子高齢化は急速に進み、社会・経済構造に大きく影響を与えることが予測される。」とあるが、人口減少が確実に予測されるのであるから、「人口減少」と記載するべきである。 • 河川整備計画は次代を見据えたものであるべきであり、「人口減少」の語がどこにもない計画は、時代錯誤の計画である。	
1	4	• 「人々の生活スタイルも大きく変わっていくことになると考えられる。」とあるが、何が言いたいのか分からない。何がどう変わっていくことになるのかを具体例を挙げて書くべきである。	
1	5	• 基本高水流量と計画高水流量の変遷が書かれているが、湯西川ダム事業計画後の 1985 年の治水計画でも 3 ダムのときの流量と同じだったことを書くべきである。 • ダムが 3 基でも 4 基でも石井地点の計画高水は 6200 だったのであり、湯西川ダムは石井より下流には効果がないことを国が認めていた。 • 2006 年に初めて鬼怒川水海道地点の計画高水流量を 5000 と決めたような書き方をしているが、石井地点の計画高水流量が変更されても、鬼怒川水海道	

〔 1 〕

		地点の計画高水流量は以前から5000m3/sのままずっと変わらないことが分かるように記載するべきである。
1	5	• 2015年水害では「各地で水防団等により水防活動が実施された。」と書かれているが、決壊地点は重要水防箇所のうちでも「重点」としていたにもかかわらず、土のうが積まれた形跡はない。なぜ水防活動が実施されなかったのかを記載するべきである。 • とにかく、肝心な決壊地点で水防活動が実施されなかったのに、「各地で水防団等により水防活動が実施された。」と書くのはおかしい。
1	4～5	• 鬼怒川は、流域面積の1/3をダムが支配し、4ダムの洪水調節容量は合計で1億2530万m3にもなる特殊な河川であることを記載するべきである。P1に書くべきかもしれない。 • 鬼怒川は、「ダムが支配する川」であり、そのメリットはあるとしても、上流の堆砂と下流の河床低下という副作用に苦しむ運命にあることを記載するべきである。
1	8	「湯西川ダムにより水源を確保してきた。」とある。宇都宮市は、湯西川ダムの開発水を利用しているが、水需要が減少し、同ダム事業への参画が必要なかったことを記載するべきである。 暫定水利権の問題は、国土交通省から水利権を人質に取られ、自治体がダム事業に協力させられているという実態がある。そうでないというなら、水利権とダムの所管官庁を別にするべきである。 湯西川ダムは、治水の面でも、4ダムの効果のうちの寄与率は14%（370m3/s÷2600m3/s）にすぎず、今回洪水の決壊地点の水位を3.5cmしか下げる効果がなく、建設する意味はなかったことを記載するべきである。
1	8	「現在の利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画は、平成20年7月に全部変更が決定され、平成26年8月には一部変更が決定されている。」とあるが、全国の都市人口の増加が見込めないこと、緊急に水の供給を要する地域も存在しないことから、水資源開発促進法は適用する余地がないこと、したがって、水資源開発基本計画を策定する意味もないことを記載するべきである。
1	9	「渇水の発生について平成6～25年の20年間でみれば、平成6年、平成8年、平成9年、平成13年、平成25年の5回生じている。」と書かれている。4ダムの利水容量が合計で1億4180万m3もあっても取水制限という事態は起きている。ダムが十分にあっても取水制限を根絶できないこと、特に2012年に湯西川ダムが完成した後も取水制限が起きていること、及びわずかな取水制限では被害が出ないことを記載するべきである。
1	9	表1-7は、どの用水に関する取水制限についてなのかを明記するべきである。
1	9	河床低下の原因は、「砂利採取等」とあるが、「等」とごまかさずに、「ダム」と明記するべきである。 例えば、「鬼怒川の河道特性と河道管理の課題」という論文には、「鬼怒川は、上流部に建設されたダム貯水池・砂防事業による土砂供流出抑制による供給土砂量の減少と河道掘削等により河床が低下し」（p1）と書かれている。

		http://kasen.securesite.jp/c_study/pdf_study02b/study02b_25.pdf
1	10	鬼怒川の水質は「平成 14 年以降環境基準を達成しており、良好である。」とあるが、生態系が回復してこそ、河川環境が改善されたと言えるのであって、水質が改善されたことをもって河川環境が改善されたかのような書き方は欺まんである。
1	10	「河川敷地占用許可準則」では誰が制定したのか分からない。「河川敷地占用許可準則（建設省事務次官通知）」に改めるべきである。
1	10	「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について、発電事業者の協力を得て、維持流量を確保する取組が行われている。」とあるが、いつからかが明記されていない。1988 年からと明記するべきである。
1	11	「現在の鬼怒川は、石井地点を含む中流部において整備計画目標 流量を流下させる河道断面を満足しているものの、下流部では、平成 27 年 9 月関東・東 北豪雨により堤防決壊や 7 箇所で溢水するなど、堤防断面の不足や河道断面の不足している区間が多く残っている。」とあるが、なぜ下流部の堤防整備率が低いまま長年にわたって放置されたのかという理由を記載するべきである。 鬼怒川の河川整備は、「下流から実施する」という原則に反して行われていた。その理由を秘匿したまま整備計画を策定するべきでない。
2	12	「土砂供給量の減少」とあるが、その原因はダムにあるのだから、ぼかした書き方をせずに「ダムによる土砂供給量の減少」と明記するべきである。
2	12	「さらに、平成 24 年 7 月の九州の豪雨災害等を踏まえて全国的に堤防の緊急点検が行 われ、鬼怒川においても、被災履歴やこれまでの堤防点検結果等の既存データを活用しつつ再確認し、堤防の浸透に対する安全性が不足する箇所、流下能力が不足する箇所、水衝部等の侵食に対する安全性が不足する箇所を「対策が必要な区間」として公表した。」とあるが、「対策が必要な区間」として公表された資料を見ると、上三坂は高さも断面積も不足するとして重要水防箇所に指定されているにもかかわらず、「対策が必要な区間」に含まれていない。その理由を記載するべきである。

		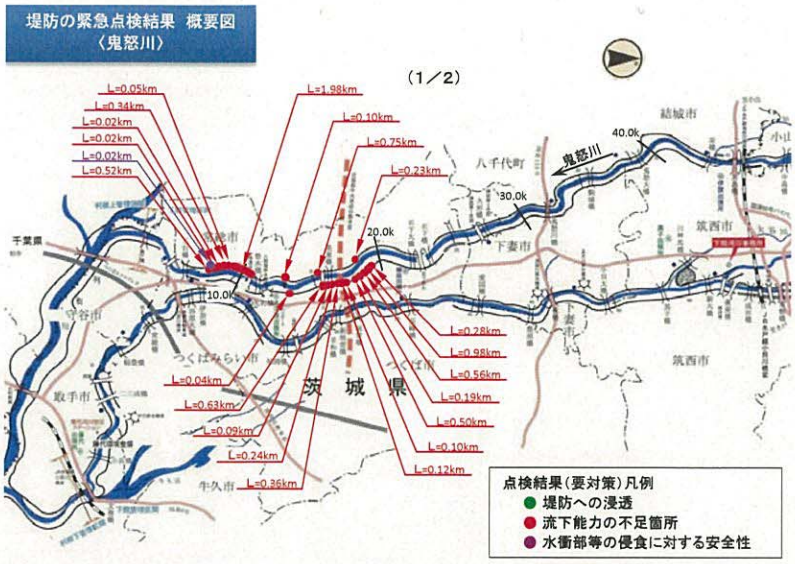 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000066728.pdf
2	12	「平成 28 年度から概ね 5 年間で、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を行う区間を設定した。」とあるが、国は、2008 年の土木学会の提言を援用して「土堤原則」にこだわってきた。今になって方針を変えるのはご都合主義である。土木学会の提言が変更になるまで方針を変えないのが筋である。 効果が実証されていて今すぐ実地で使える堤防補強工法があるというなら、なぜこれまで鬼怒川の堤防をその工法で強化しなかったのか、その理由を記載するべきである。 国が決めた工法は、裏法が保護されておらず、決壊に至る時間は短いと思われるので、裏法をふとんかごで補強する工法を採用するべきである。
2	13	水利用の状況が書かれているが、例えば川治ダムの工業用水は 1m3/s も未利用のままであり、未利用水の量を記載するべきである。東荒川ダムにも未利用水がある。未利用水が活用されないことは課題である。
2	15	「河川には、本流に回遊性のアユが生息するとともに、サケが遡上し多くの産卵床が確認 されている。本流周辺のワンド、細流、湧水部ではホトケドジョウ等の魚類が生息・繁殖するとともにヤマアカガエル等のカエル類の産卵場になっている。」と書かれているが、それらの生物が減ったのか増えたのかが分かるように記載するべきである。 減ったのか増えたのかが分からなければ対策の立てようがないはずである。
2	15	「生態系を考慮することを求められている。」というなら、生態系の経年変化を定量的に記載するべきである。
2	16	表 2-9 には鬼怒川の重要種確認数が記載されているが、推移を記載するべきである。そうでなければ、自然環境がどう変化してきたのか把握できないからである。
2	17	「鬼怒川では山地地域からの土砂供給量の減少や」とあるが、土砂供給量が減少するのは、ダムや砂防ダムが原因であるから、明記するべきである。 ダムや砂防ダムの欠点を隠すような書き方をするのはずるい。

2	18	「ダム貯水池内の堆砂については、観測等により状況を把握するとともに、貯水池機能を保持するための維持管理を行う必要がある。」とあるが、解決策があるかのように書くのはずるい。 解決策があるなら、全国の堆砂問題はとっくに解決しているはずである。 堆砂はダムの致命的欠陥であることを記載するべきである。
2	20	2015 年水害の課題についての記載が極めて不十分である。 「主な課題」として 17 行書かれているが、「河川整備」については 2 行しか書かれていない。避難や土地利用の問題等、ほとんどソフト対策が書かれている。 避難も重要だが、まずは越水しても決壊しないような堤防を造り、壊滅的な被害を避けることが必要である。この視点を欠いた課題は書くべきでない。 「河川整備については、上下流バランスの確保等を図る必要があることや財政等の制約もあることから、氾濫の危険性が高い区間であっても早急に解消することが困難な場合がある。」とあるが、言い訳にすぎない。 上流部が 1/100 確率洪水対応になるまでダムを建設し尽くし、下流部を 1/10 確率洪水にも対応できないまま長年放置することが、どうして上下流バランスの確保を図ったと言えるのか。会計検査院もこのアンバランスを指摘した（2012 年 1 月）。 財政の制約があると言うが、湯西川ダム建設のための予算は 1840 億円も確保できたのであり、予算が足りなかったとは言えない。 若宮戸の越水では、危険性を認識していたのであるから、無堤地区のまま放置したことが課題である。
2	20	水害の危険性については、地元の住民が一番よく知っている。 2006 年に常総市が国に提出した意見では、堤防の強化、無堤地区への築堤を要望しており、下流部に効果のない湯西川ダムの建設など微塵も望んでいなかった。 地元の要望を無視したから大水害が起きたのであり、民意の無視を課題に挙げるべきである。
2	21	「様々な事象を想定し対策を進めていくことが必要となっている。」というのであれば、「超過洪水対策は高規格堤防しかない」という方針は転換するべきであり、河川整備基本方針から書き直すべきである。
4	24	小貝川との分離について「洪水から地域を守り、新田開発を行い、当時の輸送の主力である舟運を確保するため」とあるが、書きすぎではないか。小貝川との分離の理由を明記した資料が存在するとは思えない。資料が示せないとしたら、根拠もないのに、見てきたように歴史を書くのは傲慢である。
4	24	「治水安全度の向上と、適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保とを両立させ、洪水等に対する安全性の向上を図ることを基本とする。」とあるが、上流部はダム群により 1/100 洪水に対応するが、下流部は 1/10 洪水にも対応できない堤防が多かったのであり、下流部の治水安全度は極めて低く、とても上下流のバランスが確保されていたとは言えなかった。下流部の左右岸の堤防の高さも相当違う。 そうしたアンバランスが今回の水害の原因になったのであり、なぜそうしたアンバランスをつくり出したのか、又は放置したのかを記載するべきである。
4	25	「想定される最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努める。」とあるが、そうであれば、国が

		2015 年 12 月に決めた裏法が保護されていない堤防補強工法は採用するべきでない。
5	31	「施設の能力を上回る洪水が発生し堤防の決壊等により氾濫が生じた場合でも、被害の 軽減を図るために、危機管理型ハード対策として越水等が発生した場合でも決壊までの 時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を、平成 27 年 9 月関東・東北 豪雨を契機に設定した区間など水害リスクが高い区間等において実施する。」とあるが、超過洪水対策は高規格堤防しかないという河川整備基本方針との整合性を整理するべきである。 また、国が決めた工法は裏法が保護されておらず、容易に破堤する可能性があるので、裏法をふとんかごで保護する工法を採用するべきである。
5	32	「アユ・サケ等の産卵・生息環境となる瀬・淵等をはじめ、生物の生息に必要な多様な環境の保全・再生に努める。」とあるが、既にやってきたと思われる。やってきたのなら、どこかにその成果を分析も含めて記載するべきである。やってこなかったとすれば、その理由をどこかに記載するべきである。
5	36	「堆砂状況を把握し、貯水池機能を保持するため必要な対策を検討し実施する。」とあるが、有効な対策がないことを記載するべきである。
5	37	表 5-10 では、各ダムの堆砂量も記載し、問題点を明らかにするべきである。
5	40	「洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、上流の水位観測所の水位等も含む水位情報やリアルタイムの映像を市町と共有するための情報基盤の整備を行う。」とあるが、市町と共有するだけでなく、住民と直接共有するべきである。
5	41	「水害リスクを踏まえた土地利用の促進」とあるが、水害リスクの高い土地の利用を規制する法律を整備するべきである。
5	42	「下流河川の環境改善のため、必要に応じて、ダム貯水池に堆積した土砂の下流 への還元やフラッシュ放流を行い」とあるが、これまで実施してきたならその成果を書くべきであるし、実施してこなかったのなら、その理由を書くべきである。
6	44	「流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」というなら、土地利用規制にまで踏み込んだ法律を整備するべきである。
6	44	「鎌庭の捷水路」を「先人の知恵」であるかのように書いているが、ショートカットすれば流速を増すという欠点もある。 鎌庭捷水路（26.2K～28.2K）は、水衝部を解消し、水害を防ぐ効果はあったが、若宮戸の溢水地点に近く、大水害を招いた可能性もあり、検証してから評価するべきである。
全体		【民意無視への反省が書かれるべきである】 2006 年に常総市は、国への意見の中で、堤防の強化と無堤地区への築堤を要望していた。国がこの意見に従い、重要水防箇所のうち重点地点とされていた三坂地区の堤防を補強し、若宮戸地区自然堤防を

		【基本高水流量の計算をやり直すべきである】 2015 年洪水の後、石井での 1/100 流域平均 3 日雨量は 495mm と計算されたが、その時の計算流量は 8800m3/s とされた。石井での流域平均 3 日雨量は 362mm で計算した基本高水流量と同じではあり得ないはずだ。 2015 年洪水は、石井の流域平均 3 日雨量は、501mm で 1/110 確率とされたが、石井での流量は 6600m3/s（ダム戻し）とされ、1/45 確率とされた。雨量の確率と流量の確率が合わないのであるから、雨量から流量を計算する方法は破綻しており、やめるべきである。
		【工作物設置許可を見直すべきである】 三坂町から下流４km の間に三つの橋があり、その橋脚が流下を妨げ、水位を上げた可能性があるので、河川区域内の工作物の設置等の許可について見直すべきである。
		【河床低下への認識を示すべきである】 「河床低下そのものは，河積を増加させ流下能力を増加させるという効用があり一概に否定されるべきではないが，既存横断構造物の被災・機能不全，橋梁橋脚の浮き上がり，護岸の被災，取水障害，さらには鬼怒川の計画高水流量に見込んだ河道低減機能の減少（利根川の流量増となる）をもたらす恐れがある．」のように鬼怒川の河床低下についての認識を示すべきである。 http://kasen.securesite.jp/c_study/pdf_study02b/study02b_25.pdf

（意見提出様式）

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	[redacted]		
②住所	（都道府県名） 東京都	（市区町村名） 小平市	
③電話番号又はﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ			
④年代	２０歳未満・２０代・３０代・４０代・$\boxed{\text{５０代}}$・６０歳以上		
意見該当箇所		⑤ご意見	
章	頁	（意見ごとにできるだけ２００字以内で記載してください）	
2.5	19～21	2.5　平成27年9月関東・東北豪雨災害で明らかとなった課題 今回の鬼怒川氾濫の原因は明らかに、国交省が堤防管理、防災努力を怠っていたことにある。このような災害が繰り返されることのないよう、国交省はその事実を認め、その反省に基づいて今後の対策に当たる決意を、河川整備計画に明記してほしい。	
5.1.1	28～30	5.1.1　洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 5年間で600億円の予算を鬼怒川で使うということだが、低コストの耐越水堤防工法を導入すれば、他の河川の安全度も同様に高めることができるのではないか。国交省は土堤原則にこだわっているが、破堤した箇所などを鋼矢板で補強することは実際に多くのところで行っており、また鎧型堤防は土木研でその耐越水堤防としての効果が実証済みのはずである。スーパー堤防やダムなど大型事業にこだわるのをやめれば、もっと地道に確実に流域住民の安全を高める対策が打てるはずであり、国交省は根本的に考え方を改めるべきである。	

〔　／　〕